

藤沢市請負工事設計変更ガイドライン

平成 26 年 12 月

藤 沢 市

目 次

1. ガイドラインの目的	・・・・・・・・P2
2. 設計変更の基本事項	・・・・・・・・P2
(1) 設計変更の定義	
(2) 基本原則	
(3) 設計変更を行う場合	
(4) 設計変更の流れ	
(5) 指定と任意	
3. 留意する事項	・・・・・・・・P5
(1) 発注者（藤沢市）の留意事項	
(2) 受注者の留意事項	
4. 最後に	・・・・・・・・P6
参考（藤沢市請負工事契約書約款（抜粋））	・・・・・・・・P7

1. ガイドラインの目的

本市では、市民生活や経済活動など、様々な活動の基盤となる道路、下水道や公園、あるいは学校などの建築物を含め、様々な公共施設の整備や維持・管理を行うため、数多くの公共工事を毎年実施しています。これらの工事は、地形、地質、湧水等の自然的な条件や、周辺を含めた土地利用の状況や、埋設物や交通規制、あるいは騒音や振動等の社会的な制約条件がある中で工事を行い完成させなければなりません。そのため必要な調査や検討を行った上で発注していますが、実際に工事に着手すると予期することのできない事態が生じるなど、当初の設計を変更せざるを得ないことがあります。

本ガイドラインは、本市が発注する請負工事において設計変更が生じた場合に工事請負契約書をふまえ、発注者と受注者の双方が留意しなければならない点を示すことにより、責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きの円滑化、適正化を図ることを目的としています。

2. 設計変更の基本事項

(1) 設計変更の定義

設計変更とは、藤沢市契約規則（以下「契約規則」という。）及び工事請負契約書にある約款（以下「契約約款」という。）の定めるところにより、現設計を変更することをいいます。

(2) 基本原則

工事請負に関する設計変更の基本原則は、契約規則に定めております。また、発注者と受注者の当事者間で取り交わした工事請負契約書の契約約款で相互が確認できるものとなっています。

なお、次のような場合は、設計変更の基本原則の範囲を超えるものであり、設計変更による対応はできません。

- ① 当初契約した施工場所以外の場所での工事
- ② 工事目的と関係のない工種の追加

本ガイドラインは、請負工事契約における設計変更を行う際の考え方を示すものであり、発注者と受注者で締結している契約約款を主に引用することとします。

参考)

「契約規則」は、本市との売買、賃借、請負その他、契約に関する一般事項を定めています。特に第4章では、設計変更や変更契約等を含め、工事請負契約に関する事項を定めています。

「契約約款」は、契約規則の規定に基づき適正な契約を遂行し、工事目的物を完成させるために必要な事項や、発注者あるいは受注者の責務等を定めた契約書の一部です。

(3) 設計変更を行う場合

契約約款で規定している主な設計変更を行う場合について、次に示します。

	設計変更を行う場合	根拠
①	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（こられの優先順位が定められている場合を除く）	契約約款第20条第1項第1号
②	設計図書に誤り又は脱漏がある場合	契約約款第20条第1項第2号
③	設計図書の表示が明確でない場合	契約約款第20条第1項第3号
④	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	契約約款第20条第1項第4号
⑤	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合	契約約款第20条第1項第5号
⑥	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	契約約款第21条
⑦	工事用地が確保できない、あるいは暴風、豪雨、地震その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるとき	契約約款第22条第1項

上記の他に、設計変更ができる場合を契約約款で規定しています。

(4) 設計変更の流れ

受注者は、工事の施工にあたり、前頁の①から⑤のいずれかに該当する事実を発見したときは直ちにその旨を発注者へ通知して、その確認を受けなければなりません（契約約款第20条第1項）。そして、通知を受けた発注者は、原則、受注者の立会いの上で調査を行います。その後、受注者の意見を聴いて調査の結果を取りまとめ受注者へ通知し、必要があると認められるときは、設計変更を行うこととなります。

また、前頁の⑥は、発注者自らが必要と認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知することにより設計変更を行うこととなります。

前頁の⑦は、天災等により受注者の責に帰することがなく、工事を施工できないような場合は、発注者は、直ちに工事の中止の内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。特に、設計条件が現場の実態と大きく異なった場合は施工を一時中止するなど状況の確認を行うとともに発注者と受注者が協議を行い、安全かつ必要な措置をとります。そして、必要があると認められるときは設計変更を行うこととなります。

ここで気をつけなければならないのが、「なぜ、そのようなことが必要になったのか」といったことを明確にするため、書面による通知や協議等です。したがって、次のような場合には、原則として設計変更の対象となりません。

ア 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

イ 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。

ウ 「承諾」で施工した場合。

エ 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等の場合）。

(5) 指定と任意

「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおり施工しなければならないものです。それに対し「任意」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書では指定せず、受注者の責任において施工するものです。したがって、任意のものについて変更が生じても原則設計変更の対象としません。しかし、設計条件と現場が異なり、それに対応しなければならないような場合は、設計変更の対象とすることができます。

3. 留意する事項

(1) 発注者（藤沢市）の留意事項

請負工事は設計図書に示された条件に従い施工されます。発注者に必要なことは、工事の目的を十分に踏まえ、現地の条件からその目的を達成するために適切な施工ができるよう必要な施工条件を明示した設計図書を作成しなければなりません。

しかし、工事に着手してみると設計図書に示す条件と異なる場合があります。そのときは、原則受注者の立会の上で調査を行うと共に、受注者と協議を行います。そして、変更が必要と認められる場合は、受注者に対して書面で指示を行わなければなりません。

書面で指示を行うことは、設計図書の相違点と対応する内容を発注者が認識し、取るべき姿勢を示すことで受注者が取らなければならない姿勢が明確にされ、工事の遅滞やトラブルとならないためにも大切な事務です。

また、工事の目的と関係のない工種や、別に行うべき工種などを追加することは設計変更の対象とならないため、受注者へ指示を行ってはいけません。

適切に工事を行うため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行います。（契約約款第1条第5項）
- 設計図書の条件と異なる事実を知った場合は、原則受注者の立会の上で調査を行います。（契約約款第20条第2項）
- 受注者の意見を聴いて調査の結果を取りまとめ、受注者へ通知し

ます。（契約約款第 20 条第 3 項）

○調査の結果、必要があると認められるときは、設計変更を行います。（契約約款第 20 条第 4 項）

○予算額を超えるような設計変更はできません。予算化を必要としますので、内容の見直し等の検討も必要です。

また、設計変更を行わなければならない内容であるが、「書面による手続きがなされていない」など、手続き等の不備を指摘して設計変更を行わないといったことは、原則、契約に反することとなるので、適正な事務を執るように気を付けなければなりません。

（2）受注者の留意事項

受注者は、決められた時期までに工事の目的を達せられるよう施工する義務があります。そのため、工事の施工にあたっては、工事の目的を十分に理解しなければなりません。また、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

適切に工事を行うため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

○設計図書と工事現場に相違がある場合や必要な条件明示がされていないなど、施工にあたって疑問が生じた場合は速やかに発注者に通知します。（契約約款第 20 条第 1 項）

○数量、仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工することになります。

ここで注意しなければならないのが、必ず発注者と書面での協議を行うことです。発注者と協議を行わず、受注者の独自の判断で工事内容を変更して施工した場合などは、設計変更の対象となりません。

4. 最後に

以上、設計変更の考え方と事務手続きについて基本的な事項をガイドラインとしてとりまとめました。

設計変更が必要となった場合は、発注者と受注者が互いに協議し、工事目的物を施工するには「何を」「どのよう」に変更する必要があるのか相互で認識することが大切です。そして、適正な事務を執ることにより、品質を確保した施工が行われるとともに、安全・安心な公共施設の提供を行うことが重要です。

～参 考（藤沢市請負工事契約書約款（抜粋））～

（条件変更等）

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を受けなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに、受注者の立会いの上、調査を行わなければならない。この場合において、監督職員は、当該立会いを求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じないときは、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置について指示をする必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、当該期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者及び受注者は、前項に規定する調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、当該事実が次の各号に掲げる事項のいずれに該当するかに応じ当該各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行うものとする。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当して設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が設計図書を訂正する。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当して設計図書を変更する必要がある場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が設計図書を変更する。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当して設計図書を変更する必要がある場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議した上、発注者が設計図書を変更する。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。